

ひめだ高松ニュース

No.1380

22.3.15

日本共産党 和歌山市公議員

2月29日市議会報告

3月5日(水)2月29日市議会が終りました。
 日本共産党市議団は提案した33件の当初議案のうち13件の可決、一般会計予算について予算追加と動議を提出。市庁舎の修繕費の増額を説明を行いましたが、12件の議案については、可決はされず、議案は可決されませんでした。

一般会計予算の組替と動議

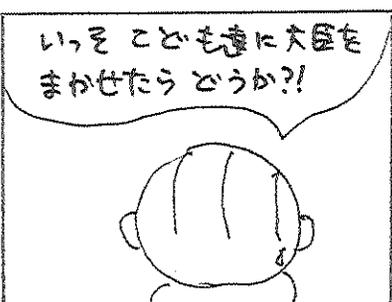
日本共産党市議団提出の「歳入歳出の削減と一般会計予算の組替」の動議を求め、動議について、提案の理由
 新型コロナウイルス感染症、大きな水管修繕費の増額など、この一時期、市の仕事は活発は依然として厳しい状況が続いていいます。このうち、時だからといって、削減したままにするための新年度予算案は、

施策が定められていず、市では、財政方針を市民に察し、必要を支援を重視し、国が行政の業務に「市民の業務の効率化」を強いる中、予算編成を行って、「削減」しました。しかし、新年度当初予算は、削減はしていない。不十分ではないでしょうか。コロナウイルス感染症、大防止のための対応と人員、体制の確保、コロナ禍の下での断水により大きな影響を受けた事業所や施設、正通高折等健康被害者などへの補償が必要だと考えます。また、教育予算についても更なる充実のため、

フットの人々



(1163)



一般会計の削減は、中上を減らすもの。①企画調整室中、務定住職の課のシニアプログラムの推進について
 ②情報システム管理室中、中間サーバー運用交付金
 (2)子どもの死因究明・制度
 補償・児童虐待の教育・福祉・家庭支援など、子ども・若者連帯・地域における障害児への総合的支援体制の構築」を掲げています。

今週のフットの人々

(その326)

子ども家庭庁の創設?!
 3月19日付けの新輸入しんぶんは、今国会で閣議決定の成立が目指されている「子ども家庭庁」について立教大学名誉教授の浅井春夫先生の解説記事掲載。1月19日、岸田首相が施政方針で「子ども政策を我が国社会の中心に据えていくためにも家庭庁」を創設し、「教育や保育の現場で、性犯罪者の証明など、日本の防犯」

子ども家庭庁の創設は、子ども家庭政策を創設し、子育て支援を推進し、子どもの権利を保障し、子どもの健康を促進し、子どもの安全を確保し、子どもの未来を創出することです。



ひめだ高松

- ③ 賦課徴収費中、和歌山地
方巡回収獲権費抽金
- ④ 戸籍住民基本台帳費中、
マイナンバーカード出張申
請サポート事業業務委託料
- ⑤ 保健所費中、時間外勤務
手当
- ⑥ 高工費中、観光地活性化
計画策定事業
- ⑦ 教育費中、地域ふとも会
活動支援交付金
- ⑧ 土木費中、旧市民会館に
おける民間協力導入検討事
業に係る事業費委託料支払業務

発着送料

2. 拡充、増額を求めま
の
- ① 保健所及び衛生研究所の
常勤職員増員、体制充実、
保健所費・衛生研究所費の
増額
- ② 六十谷水管修繕費・断水
にかかると休業補償、戸籍費
増額の健康被害にかかると療
養への給付
- ③ 教育費中、就学援助金の
増額と文芸奨励金の引き上げ
- ④ 生活保護にかかるとケース
ワーカーの増員

以上

ロシアの侵略に抗議 全会派共同 提出・可決

ロシア軍によるウクライナ
への軍事的侵略に強く抗議
し、恒久平和を求める決議
を本年2月24日、ロシア軍

日本の所得

働き盛りの所得減

働き盛りの世帯の年所
得が25年間で100万円
以上減少したことを示す
資料が内閣府がまとめた
「日本の所得」で明らか
になった。今回示されたデ
ータは、バブル経済崩壊後

の1994年と2019年
の世帯所得を年代別で比
較した。税金などを再
配分後の世帯所得の中央値
は25年間に35と44歳で56
9万円から465万円に
04万円減、45〜54歳は6
97万円から513万円に
184万円減りました。非
正規雇用の若年単身世帯の
割合が大きくなっていく

データも盛り込まれてい
ます。この資料は、日本の
経済財政諮問会議に提出
されました。前半世紀の
間に国民の所得が大幅に
落ち込んだことを政府が
詳細にまとめました。非
正規雇用が急がれます。

われ、ウクライナ軍、ロシ
ア軍のいずれも、特にウク
ライナ国境に多くの死傷者
が出ている状況にあり、こ
の中には数多くの若い若
者が含まれている。また、ウ
クライナでは隣接する国々
に難民をよそへ、離れ離
れになる家族、住まいを破
壊された夜にたどり着いた
シエリターに避難する人々
が多数存在している。一方、
ロシアはウクライナへの侵
略に対し、ロシア国境に
入る戦争反対、軍事的侵略
反対のデモが行われ、ロ
ッピン、アマゾン、世界中の
あらゆる国々がロシア政府
の行った行動に反対の意
見を示し、即時中止を訴え
ている。如何なる理由があ
るにしても、一国の政治指導者
の判断が人権を蹂躪してい
ることに対して激しい憤り
を覚えざるにはいられない。
ロシアの行状は、もはや理
行であり、悪行であると断

せ、ロシアは、加えて、
主要大国の憲法を行使し、
認めようとする国際社会の平
和維持を阻害している。我々
は、この状況に耐えることは
できない。軍事侵略は、戦争
という悪行、悪行は20世紀
の遺物とすべきであり、今
こそ世界中の人々の幸福の
ため、侵略を断絶し、恒久平
和という崇高な目的達成の
ための努力をなすべき時と
する。また、道義を重視し
たとき、ウクライナへの経
済支援も惜しみなく実施す
べしと考える。よって、我
々諸国は、ロシア、ロシア
政府に対し、ウクライナへ
の軍事的侵略とウクライナ
市民の権利を強く抗議するこ
とを、ロシア軍のウクラ
イナ領土から全ての軍隊を
即時撤退し、交渉による国際
法の遵守をもつて、西国間の
対話による平和的解決を強
く求めること、このことを明
し、決議する。